

令和8年（再イ）第5号

島根県大田市大代町新屋261番地2
再生債務者 武田 穰

- 主文 本件再生計画を認可する。
 - 理由の要旨 令和8年10月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和8年10月6日 松江地方裁判所出雲支部

令和8年（再イ）第14号

岩手県一関市関が丘5番地7
再生債務者 杉田 則幸

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年10月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年10月7日 盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（再イ）第38号

仙台市宮城野区南目館1ー1 2曹教通教中
(住民票上の住所) 北海道千歳市北斗4丁目8番10号 インペリアルCーD号
再生債務者 上野 貴司

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年10月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年10月7日

仙台地方裁判所第4民事部

令和8年（再イ）第22号

相模原市南区上鶴間5丁目13番14号 第二市川ハイツ101号
再生債務者 小金 稔

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年10月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年10月7日

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（再イ）第28号

相模原市緑区三ヶ木1814番地6
再生債務者 三上 和哉

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年10月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年10月7日 横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（再イ）第8号

滋賀県米原市顔戸494番地6
再生債務者 赤田 喜広

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年10月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年10月7日 大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和8年（再イ）第1号

愛媛県新居浜市寿町9番33号
再生債務者 小野 浩二

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年10月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年10月7日 松山地方裁判所西条支部

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。

令和8年10月21日	公立学校共済組合理事長	丸山 洋司
(退職)	監事（常勤）	吉本 孝行
令和8年9月30日付け	(就職)	理事（常勤）
(就職)	監事（常勤）	吉本 孝行
以上令和8年10月1日付け		藤田 裕司

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、血液型A B、20～40歳位、男性、身長約173cm、両耳に耳介血腫あり上記の者は、令和8年8月29日午前7時15分頃、J R国府津駅の東方約1,300m付近の海上で発見された。身元不明のため遺体は火葬に付し遺骨を保管していますので、心当たりの方は、当市福祉健康部福祉政策課までお申し出ください。

令和8年10月21日
神奈川県 小田原市長 加藤 憲一

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確認することができないので、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和8年10月21日 西条市長 越智 三義

- 建築物の所在地 愛媛県西条市明屋敷755番地3
- 建築物の情報 種類 居宅 構造 木造スレート瓦葺2階建 延床面積 94.8平方メートル
- 所有者等が行うべき措置の内容 当該建築物等の除却及び動産等の撤去処分
- 措置の期限 令和8年11月18日 期限までに3の措置が行われない場合は、市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。
- 動産等の取扱い 市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

- 動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問い合わせ先へ通知すること。
- お問い合わせ先 西条市建設部都市計画課 電話 0897-52-1521

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確認できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月21日 菊池市長 江頭 実

- 当該建築物の所在地 熊本県菊池市限府字城谷1472番地1
- 当該建築物の情報 家屋番号 1472番1 種類 居宅 構造 ブロック・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 延床面積 1階 57.57㎡ 2階 51.30㎡

- 所有者等に命じる必要な措置の内容 建築物等を除却するとともに、その敷地に残置されている動産を搬出し適正に処理すること。

- 措置の期限 令和8年10月31日

- 菊池市長による措置 所有者等が4の期限までに3の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、3の措置を行う。

- 動産等の取扱い 市長等が3の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産を撤去し処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、4の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知すること。

- 問い合わせ先 菊池市役所防災交通課 電話0968-25-7203 F A X 0968-24-7222

代表清算人の公告

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がなるときは清算から除外します。

令和八年十月十一日

札幌市中央区北一条西十八丁目二番地一

一四〇一号

M T S株式会社

代表清算人 小林 國子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がなるときは清算から除外します。

令和八年十月十一日

北海道川上郡標茶町川上十丁目一三番地

株式会社竹林不動産企画

代表清算人 竹林 義薫